

計 画 期 間
令和3年度～令和12年度

伊達市酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年11月

北海道伊達市

目 次

| | | | |
|-----|--|-----------|---|
| I | 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針 | ・ ・ ・ ・ ・ | 1 |
| II | 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標 | ・ ・ ・ ・ ・ | 2 |
| | 1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標 | | |
| | 2 肉用牛の飼養頭数の目標 | | |
| III | 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標 | ・ ・ ・ ・ ・ | 3 |
| | 1 酪農経営方式 | | |
| | 2 肉用牛経営方式 | | |
| IV | 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項 | ・ ・ ・ ・ ・ | 5 |
| | 1 乳牛 | | |
| | 2 肉用牛 | | |
| V | 国産飼料基盤の強化に関する事項 | ・ ・ ・ ・ ・ | 7 |
| VI | 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置 | ・ ・ ・ ・ ・ | 8 |
| | 1 集送乳の合理化 | | |
| | 2 肉用牛の流通の合理化のための措置 | | |
| VII | その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項 | ・ ・ ・ ・ ・ | 8 |

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1 酪農及び肉用牛生産の位置付けと展開方向

本市の農業は、積雪寒冷の北海道にあって温暖な気候に恵まれ、野菜を中心とする畑作、稲作、酪農、畜産を取り入れた複合経営体として、開拓以来約150年の歴史を有し、都市近郊型農業として発展してきた。

酪農及び肉用牛生産については、主に郊外の丘陵地帯で行われており、特に草地については相当高度な傾斜地まで利用されている。

このような立地条件の中で、本市の農業は長年の耕作により土壌が疲弊し、さまざまな土壌障害などを引き起こす恐れが懸念されている。

特に西部には活火山である有珠山があり、定期的な噴火の可能性や新型コロナウイルス感染症の長期化等も勘案し、酪農及び肉用牛生産における災害対応においても個々のより一層の危機管理意識が必要となる。それら災害への意識付けのため、BCP（事業継続計画）の策定や土壌障害対応のため、十分な堆肥の確保投入と輪作体系の確立、土壌分析に基づく施肥の改善等土づくりを基本としたクリーン農業を推進する。

生産体制については、自給飼料を基盤とした良質粗飼料の確保と飼養管理技術の向上・高度化、個体改良等を推進し、生乳及び牛肉の国際化に対応し得る経営体を育成する。

併せて、家畜排せつ物の利活用を促進する資源循環型を推進し、本農業の一翼と位置付け安定的な発展を目指す。

2 国際化の進展に対応し得る産業構造の確立及び畜産物の安全・安心の確保

- (1) 戦後農政の一大転換期を迎え、飼養管理技術の向上・高度化、遺伝的能力の改良を推進し、国際化に対応した生産コストの一層の低減消費者ニーズに対応した「安全・安心」のトレーサビリティシステムの確立を目指す。また、「土一草一牛」が調和したバランスのとれた人と家畜と環境にやさしい畜産経営の確立を図り、国民に信頼されるクリーンで良質な畜産物の安定的供給を目指す。
- (2) GAP及びHACCPの考えに基づき、生産段階でのポジティブリスト制度等に対応した生産段階における生産資材（農薬、動物用医薬品等）の適正使用の徹底を行う。
- (3) 放牧の導入や過密飼いを避ける等、家畜の生理に即したストレスの少ない飼養管理の推進

3 自給飼料基盤に立脚した畜産経営の育成

資源循環型酪農・肉用牛生産の確立を図り、自給飼料を基盤とした畜産経営を推進するため、以下の取組を推進する。

- (1) 優良多収品目の普及、計画的な草地更新、サイレージ用とうもろこしの生産性・品質の向上を図る。
- (2) 放牧に適した栄養価の高い草種の導入、酪農における集約放牧技術の普及、肉用牛における耕作放棄地等の底・未利用地利用の放牧の促進など、土地条件に応じた放牧の推進と公共牧場の利用促進を図る。
- (3) コントラクターの活用やTMR給与システム導入により、労働負荷の軽減を図るとともに、良質粗飼料の効率的生産を推進する。
- (4) ビートパルプや豆腐かす、農産物加工残渣等地域で発生する有機性資源の飼料利用を推進する。

4 家畜伝染病の侵入防止等

- (1) 口蹄疫等海外悪性伝染病への対応

国内や近隣諸国等での口蹄疫等の発生を踏まえ、海外悪性伝染病の侵入防止に向けて、家畜や施設等の消毒の徹底や部外者の立入制限など農場段階における自主的な衛生管理の強化を推進するとともに、畜産農家や関係機関・団体と一体となって侵入防止対策に万全を期すほか、万が一、これらが発生した場合に、その被害を最小限に食い止めるよう防疫対策の整備等に努める。

- (2) 家畜衛生対策の推進

家畜伝染病の発生予防とまん延防止を図るため、必要となる獣医師の確保に努めるとともに、家畜の検査や監視の徹底、家畜伝染病の診断技術の向上などによる防疫体制を強化し、的確かつ効率的な家畜衛生対策を以下のとおり推進する。

- ア 農場での疾病予防を図るための、ワクチン接種をはじめとする自衛防疫強化の徹底
- イ 飼養衛生管理基準等に基づく適切な衛生管理の徹底

5 自然災害、土壌障害及び感染症等への対策

- (1) 当市の西部に位置する活火山である有珠山の定期的な噴火及び新型コロナウイルス感染症等の対策には個々の意識付けが必要となることから不測の事態に備え、BCPの作成を促進する。また、酪農ヘルパーなど人材確保においても推進する。
- (2) 土壌障害は担い手総合整備事業等を活用した定期的な草地更新を推進する。

6 家畜排せつ物の適正な管理と利用の促進

家畜排せつ物の適正な管理と利用を促進するため、以下の取組を推進する。

- (1) 飼養規模に見合った飼料基盤の確保を図り、自己経営農地や地域内を基本とした循環利用を推進する。
- (2) 多頭飼養のため、循環利用を超える農家については、市が運営する堆肥センターを活用し、市内での資源循環を推進する。
- (3) 農業者の主体的な取組による環境と調和した農業生産活動を目指した「畜産環境規範」の普及・推進を図る。
- (4) 家畜排せつ物法の管理基準に基づき、簡易対応農家については、堆肥舎等恒久施設整備を推進する。

7 畜産における食育の推進

子ども達をはじめ国民が健康な生活を送るため、食べることの意義を理解し、安全・安心な畜産物を選択する能力を養ってもらえるよう、教育委員会と連携し、地場食材等を活用した学校給食の実施や酪農体験学習等により食育を推進する。また、食生活改善協議会等市内各種団体や施設等の地場産農畜産物の優先利用を推進する。

8 家畜改良の推進と新技術の開発・普及

- (1) 国・道の開発する新技術を積極的に導入し、普及推進を図る。また、地域内においては遺伝的能力の改良を主眼に、優良受精卵の導入や性別別精液を活用し、受胎率向上を推進する。
- (2) 畜産クラスター事業等の活用により、搾乳ロボット及び自動給餌機などのスマート農業技術を推進する。

【大滝区について】

1 大滝区の農業振興を図る上での酪農及び肉用牛生産の位置付け

大滝区は、胆振総合振興局管内の北端にあり、周囲は山で囲まれた山村で、営農圏は海拔300m～700m（平均450m）の山岳丘陵地にあり寒暖の差が著しい内陸性気候で、降雪が早く融雪が遅い。

また、農耕地の大半が火山性土壌のため一般作物の生育には適さず、畜産の振興と狭小な平坦地において根菜類等の寒冷地作物を栽培してきた。

しかしながら、寒冷地に適した農作物の生産には制限があり、また、1戸当たりの耕作面積が全道平均を大幅に下回っていることや長年の連作や過作による地力の低下が進んでいること、さらに、農家の高齢化による労働力の低下により、その収量が減少傾向にあることなど、農業生産の環境は厳しさを増しており、主要農作物販売額全体の50%は畜産物が占め、酪農肉用牛の生産が中心となっている。

このような中で、大滝区の農業の基幹である畜産を主とした畑作複合経営の振興に努め、農業経営の安定を図ることとしている。

2 酪農及び肉用牛生産の基本的な考え方について

酪農においては、昭和40年頃から順調な進展を示してきたが、昭和48年以降から生産資材等の高騰や平成7年からのガット・ウルグアイラウンド農業合意、また、通年の計画生産の実施等により、経営は厳しい状況にある。

一方、肉用牛は昭和30年に開拓行政の中で道貸付牛を導入し、以後、昭和42年に大滝村肉牛振興計画を樹立するとともに、島根県より100頭の黒毛和種の導入、さらには、昭和52年に優良基礎牛も導入するなど、その振興に努めてきたところであるが、牛肉の輸入自由化により経営の悪化がますます進んできた。

このような状況の中で、酪農においては需要の動向に即した生乳の計画生産に配慮しつつ、良質で安全な牛乳を生産するとともに生産体制を強化し、経営実態に即した機械施設等の導入や共同化を促進し、生産コストの低減を図ることが必要である。

そのためには、計画的な草地更新等による良質粗飼料の生産確保、計画交配、受精卵の移植技術の推進による資質向上、衛生的・成分的乳質の向上、経営内容の点検・指導等による経営管理や技術指導の向上を図るとともに、経営体の高齢化に備え、担い手の育成確保を推進する。

肉用牛については、自給飼料の向上、粗飼料の生産、経営の合理化及び技術の向上のほか、受精卵移植技術、優良種牛の貸付による資質向上、経営の安定向上を図る必要がある。

また、酪農、肉用牛ともコスト削減による競争力の強化、優れた担い手の育成、堆肥センターを有効利用した「土-草-牛」が調和した資源循環型農業の確立、公共牧場やヘルパー・コントラクターなどの経営支援組織の活用などによるゆとりある経営を推進する。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標又は肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在（平成30年度） | | | | 目標（令和12年度） | | | |
|-----|----------|------------|-----------------|-----------------------|-------------|------------|-----------------|-----------------------|-------------|
| | | 総頭数 | 成牛頭数 (経産牛頭数) | 経産牛1頭 当たり年間 搾乳量 | 生乳 生産量 | 総頭数 | 成牛頭数 (経産牛頭数) | 経産牛1頭 当たり年間 搾乳量 | 生乳 生産量 |
| 伊達市 | 市内 一円 | 頭 2,045 | 頭 1,250 | kg 8,900 | t 13,834 | 頭 2,094 | 頭 1,280 | kg 9,000 | t 14,104 |

(注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には計画期間の令和12年度の計画数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入すること。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

| 区域名 | 区域の範囲 | 現在（平成30年度） | | | | | | | | 目標（令和12年度） | | | | | | | |
|-----|----------|------------|----------|---------|----------|------------|--------|--------|--------|------------|----------|---------|----------|------------|--------|--------|--------|
| | | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | | | 肉専用種 | | | | 乳用種等 | | | |
| | | 肉用牛 総頭数 | 繁殖雌 牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 | 肉用牛 総頭数 | 繁殖雌 牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 | 計 |
| 伊達市 | 市内 一円 | 頭 1,276 | 頭 687 | 頭 30 | 頭 559 | 頭 1,276 | 頭 0 | 頭 0 | 頭 0 | 頭 1,294 | 頭 697 | 頭 30 | 頭 567 | 頭 1,294 | 頭 0 | 頭 0 | 頭 0 |

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。以下、諸表において同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

Ⅲ 近代的な酪農経営方式及び肉用牛経営方式の指標

1 酪農経営方式
単一経営

| 目指す経営の姿 | 経営形態 | 経営概要 | | | | |
|-------------|------|------------|-------------------|--------------|------|--------------|
| | | 飼養形態 | | | | |
| | | 経産牛頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用(放牧地面積) |
| スタンション60頭 | 家族 | 頭以上 60 | つなぎ | ヘルパー | 分離給与 | (ha) 舎飼 |
| フリーストール120頭 | 家族 | 頭以上 120 | フリーストール ミルクパパー | ヘルパー 公共牧場 | 分離給与 | (ha) 集約放牧 |

| 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|------|-----------------------------|--------------------|---------|------------|-------------|--------|-----------|--------------------------|----------------|--------------------|-------|-------|-------|---------------|--|
| 牛 | | 飼料 | | | | | | | 人 | | | | | | | |
| 経産牛1頭当たり乳量 | 更新産次 | 作付体系及び単収 | 作付延べ面積 ※放牧利用を含む | 外部化(種類) | 購入国産飼料(種類) | 飼料自給率(国産飼料) | 粗飼料給与率 | 経営内堆肥利用割合 | 生産コスト | 労働 | 経営 | | | | | |
| | | | | | | | | | 生乳1kg当たり費用合計(現状平均規模との比較) | 経産牛1頭当たり飼養労働時間 | 総労働時間(主たる従事者の労働時間) | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従事者1人当たり所得 | |
| kg | 産次 | kg | ha | | | % | % | 割 | 円(%) | hr | hr | 万円 | 万円 | 万円 | 万円 | |
| 9,000 | 3.4 | 牧草 4,188 デント 6,993 | 56.3 | 個別完結 | 濃厚飼料 | 68 | 73 | 経営内 9割 | 97 | 57.9 | 3,589 | 7,734 | 5,250 | 2,483 | 1,246 | |
| 5,000 | 3.4 | 牧草 4,188 | 87.5 | 個別完結 | 濃厚飼料 | 68 | 73 | 経営内 9割 | 77 | 33.2 | 3,979 | 7,297 | 4,617 | 2,680 | 1,347 | |

- (注) 1. 「方式名」欄には、経営類型の特徴を、「備考」欄には「方式」の欄に掲げる方式を適用すべき区域名等を記入すること。
 2. 6次産業化の取組を織り込む場合には、基本方針の第3の票のように、6次産業化部門に係る指標を分けて記入すること。
 3. (注) 1, 2については、「2肉用牛経営方式」についても同様とする。

2 肉用牛経営方式

(1) 肉専用種繁殖経営

| 目指す経営の姿 | 経営概要 | | | | | |
|---------|------|-----------|------|--------------|------|------------------------|
| | 経営形態 | 飼養形態 | | | | |
| | | 飼養頭数 | 飼養方式 | 外部化 | 給与方式 | 放牧利用 (放牧地面積) |
| 専用種繁殖経営 | 家族複合 | 頭以上 30 | 牛房群飼 | ヘルパー 公共牧場 | 分離給与 | (ha) 10 |
| 専用種繁殖経営 | 家族複合 | 頭以上 60 | 牛房群飼 | ヘルパー 公共牧場 | 分離給与 | (ha) 公共牧場 (40ha) |

| 生産性指標 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------------|------------|-----------|---------------------|--------------|----------------------------|-------------|--------------------|---------------------|------------|-------------------|-------------------------------------|---------------------------|--------------------------------|-------------|-------------|-----------|---------------------------|----|
| 牛 | | | | 飼料 | | | | | | | 人 | | | | | | | |
| 分娩間隔 | 初産月齢 | 出荷月齢 | 出荷時 体重 | 作付体系 及び単収 | 作付延べ 面積 ※放牧利用 を含む | 外部化 (種類) | 購入国産 飼料 (種類) | 飼料自給 率(国産 飼料) | 粗飼料 給与率 | 経営内 堆肥 利用割合 | 生産コスト | | 労働 | | 経営 | | | |
| | | | | | | | | | | | 子牛1頭当たり 費用合計(現 状平均規模と の比較) | 子牛1頭 当たり飼 養労働時 間 | 総労働時間 (主たる従 事者の労働 時間) | 粗収入 | 経営費 | 農業所得 | 主たる従 事者1人 当たり所 得 | |
| ヶ月 12.5 | ヶ月 23.0 | ヶ月 9.0 | kg 去勢330 雌310 | kg 4,188 | ha 22.0 | — | 濃厚飼料 | % 79 | % 79 | 割 経営内 8割 | 円(%) 694,470 | hr 40.6 | hr 1,220 | 万円 2,655 | 万円 2,083 | 万円 571 | 万円 571 | |
| ヶ月 12.5 | ヶ月 23.0 | ヶ月 9.0 | kg 去勢330 雌310 | kg 4,188 | ha 11.4 | — | 濃厚飼料 | % 79 | % 79 | 割 経営内 8割 | 円(%) 649,827 | hr 40.6 | hr 2,439 | 万円 2,580 | 万円 1,755 | 万円 825 | 万円 677 | |

IV 乳牛又は肉用牛の飼養規模の拡大に関する事項

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

| 区域名 | ①総農家戸数 | ②飼養農家戸数 | ②/① | 乳牛頭数 | | 1戸当たり平均飼養頭数 ③/② | |
|-----|--------|---------|-------------|------|---------|--------------------|------|
| | | | | ③総数 | ④うち成牛頭数 | | |
| 伊達市 | 現在 | 793 | 25 | 3 | 2,045 | 1,250 | 81.8 |
| | 目標 | | 25 (0) | | 2,094 | 1,280 | 83.8 |

(注) 「飼養農家戸数」欄の () には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

酪農経営の健全な発展を期するため、需給動向に見合った計画的な生乳生産と、労働時間や資金力等の条件に応じた適正規模と経営の合理化を推進する。

① 規模拡大のための取組

ア 新しい使用管理技術の普及

畜産クラスター事業等を活用した搾乳ロボットなどスマート農業の技術の導入やTMR給与システム等の飼養管理支援機器導入の推進や放牧の導入、過密飼いを避ける等、家畜にストレスの少ない飼養管理を推進する。

イ 牛群検定情報の活用による生産性向上や乳牛の能力向上

乳検情報の効率的な活用と遺伝的能力の改良を主眼に、優良受精卵の導入や性別別精液の活用により受胎率向上に努め、生産性の向上を目指す。

ウ 法人化の推進

各種経営条件に適応した多様で効率的な経営体の育成を進めるとともに、労働力の補完や農地の集積によって、効率的で生産性の高い経営を図るため、2戸以上の法人化を推進する。

② 規模拡大は困難だが経営規模を維持するための取組

ア 自給飼料の生産拡大等による土地利用型酪農の推進

計画的な草地の更新、優良多収品種の普及、サイレージ用とうもろこしの品質向上や土地条件に応じた放牧、公共牧場の利用を推進し、自給飼料の生産を確保する。

② ①・②を実現するための地域連携の取組

ア サービス事業者の利用

酪農ヘルパーやコントラクター等を活用した作業の外部化、労働軽減等を通じた省力化により経営体質の強化を図る。

イ 産地直売活動等の生産者の取組等

生乳共販体制及び生乳需要調整機能の強化を図りながら、地域における差別化商品として飲用乳、チーズ、アイスクリーム、ヨーグルト等の乳加工品の商品化を推進し、高付加価値により地元産直を発信拠点とした販売のネットワーク化を推進する。

【大滝区について】

- 1 大型化・高性能化している作業機械について共同利用を効率的に行い、土地条件に即した整備による飼料自給率と反収の向上に努め、酪農経営の体質強化を図る。
- 2 需給動向に即しつつ、経産牛1頭当たりの乳量を高めるとともに、飼養管理技術の改善等により生産性及び乳質の向上に努め、酪農経営口の体質強化を図る。
- 3 経営条件に応じた組織化を促進し、経営支援システムを活用した個別経営、営農条件に応じて畑作を取り入れた複合経営の安定化等を図るとともに、肉用牛を取り入れた乳肉複合経営を推進する。
- 4 経営体の高齢化による離農等に対応するため、就農・継承を推進し、地域農業の維持を図る。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

| | 地域名 | | ① 総農家数 | ② 飼養農家 戸数 | ②/① | 肉用牛飼養頭数 | | | | | | | |
|------------------|-----|----|-----------|-----------------|--------|------------|------------|----------|---------|----------|--------|--------|--------|
| | | | | | | 総数 | 肉専用種 | | | 乳用種等 | | | |
| | | | | | | | 計 | 繁殖雌牛 | 肥育牛 | その他 | 計 | 乳用種 | 交雑種 |
| 繁殖専用 経営種 | 伊達市 | 現在 | 戸 793 | 戸 23 | % 3 | 頭 1,276 | 頭 1,276 | 頭 687 | 頭 30 | 頭 559 | 頭 0 | 頭 0 | 頭 0 |
| | | 目標 | / | 23 | / | 1,294 | 1,294 | 697 | 30 | 567 | 0 | 0 | 0 |
| 雑乳 経営種 育成交 | 伊達市 | 現在 | 793 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | | 目標 | / | 0 | / | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(注) () 内には、一貫経営に係る分（肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営）について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

肉用牛については、優良雌牛の導入や受精卵移植、性別別精液等による遺伝的能力の改良に努め、繁殖経営の基盤確立を目指す。

ア 肉専用種繁殖経営

良質な粗飼料確保のため、計画的な草地更新や耕作放棄地等未利用地利用を含めた放牧の推進、飼養管理技術の改善やグループリング等による牛群の効率的な管理により、規模の拡大を推進する。一方、高齢化による将来離農も進むと思われるので、耕種農家や酪農との複合化を推進し、飼養戸数と頭数の確保を図る。

イ 乳用種・交雑種育成経営

酪農における乳肉複合経営の安定化を図るため、初生牛や交雑種の育成を行い、疾病予防と事故率の低減による安定した経営を確立する。

ウ 肉専用種肥育経営

本市における肥育経営は、まだ日が浅く、今後も肥育技術の向上や肥育農家の育成が課題である。和牛改良組合肥育部会を中心として肥育技術の取得とそのレベルアップに向けて地域内での取り組みを強化していく。

また、消費者の信頼に応える安全・安心の確保のため、飼養衛生管理基準を遵守し、クリーンで良質な牛肉生産に努め地域ブランド化を推進する。

【大滝区について】

- 1 地域リーダーの養成や飼養管理技術の改善・向上、事故率の低減に努め、本地区に適した経済的な飼養方法の普及を推進する。
- 2 大型機械の共同利用などを推進し、効率的な利用を図るとともに粗飼料の確保に努め、生産コストの低減を図る。
- 3 優良雌牛の導入や受精卵移植、性別別精液等による遺伝的能力の改良を推進する。
- 4 畑作の複合経営を進めるとともに、堆肥の有効活用など循環型の生産体制と安全で良質なブランドの確立に努める。

V 国産飼料基盤の強化に関する事項

1 飼料の自給率の向上

| | | 現在（平成30年度） | 目標（令和12年度） |
|-------------|-----|------------|------------|
| 飼料自給率 | 乳用牛 | 68% | 70% |
| | 肉用牛 | 79% | 80% |
| 飼料作物の作付延べ面積 | | 1,087ha | 1,127ha |

2 具体的措置（食品残渣等未利用資源の飼料としての利用促進について）

①粗飼料基盤強化のための取組

担い手総合整備事業等を活用した定期的な草地更新を行い、土壌障害の抑制し、粗飼料自給率の向上を図る。

②輸入とうもろこしの代替となる飼料生産の取組

ビートパルプや豆腐かす、農産物加工残差等、地域から発生する有機性資源の飼料としての利用促進を図る。
また、SDGsの観点から学校給食や病院等から排出される食品残渣の菌体飼料としての有効活用を図る。

【大滝区について】

1 酪農及び肉用牛経営の有効な土地利用を図るための具体的措置

酪農及び肉用牛の経営規模や作業規模の拡大を図るため、農地の利用調整等の活動を行う組織を育成し、これと連携して農業委員会を中心に計画的な草地更新等による有効な土地利用等の効率的な活用を進め、農地の流動化や農作業受委託等を通じて土地利用の集積を図る。

2 山林原野、農場副産物等の有効利用

酪農及び肉用牛経営の生産コストの低減を図るため、国・市有地の開放による林間放牧などの活用を検討し、農場副産物や野菜など未利用資源の積極的な活用により飼料自給率の向上に努める。

3 生産性及び利用率の向上を図るための具体的方法

計画的な草地更新等による良質粗飼料の生産確保、また、農地の流動化による土地利用の集積、耕作放棄地の利用促進により生産の拡大を図り、飼料自給率の向上に努める。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

生乳の安定的かつ計画的な供給と生乳流通コストの低減を図るため、地域の生乳生産量や処理量を適格に把握し、合理的な集送乳体制の整備を推進する。

【大滝区について】

経営規模に即した、ヘルパー・コントラクターなど地域支援システムの育成・活用や、地域ネットワークの構築で後継者の円滑な就農、新規参入の促進により継承を含む担い手の確保に努め、労働力の軽減、流通コストの低減に資する集送乳の改善を図る。

2 肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛の出荷先

| | 現在（平成30年度） | | | | 目標（令和12年度） | | | |
|------|------------|----------|--------|------------|------------|----------|--------|------------|
| | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | ②/① | 出荷頭数 ① | 出荷先 | | ②/① |
| | | 県内② | 県外 | | | 県内② | 県外 | |
| 肉専用種 | 頭 820 | 頭 820 | 頭 0 | % 100.0 | 頭 831 | 頭 831 | 頭 0 | % 100.0 |
| 乳用種 | 890 | 890 | 0 | 100.0 | 902 | 902 | 0 | 100.0 |
| 交雑種 | 351 | 351 | 0 | 100.0 | 356 | 356 | 0 | 100.0 |

(2) 肉用牛の流通の合理化

肉用牛の流通については、流通コスト削減と付加価値の向上を図るため、肉用素牛は系統を通じ家畜市場に出荷する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

【事項番号② 中小規模の家族経営を含む収益性の高い経営の育成、経営資源の継承】

1 家畜の改良増殖及び新技術・効率的な生産方式の開発普及

ア 乳用牛については、国際競争力に耐え得るゆとりある生産性の高い酪農経営を確立するとともに、消費者ニーズに対応した生乳生産を旨として、令和12年度の飼養頭数を2,094頭とした。

イ 肉用牛については、国際化の進展に対応して輸入品との競争力強化を図るため、肉質の差別化と生産コストの低減に向け、遺伝的能力の改良に取り組むものとして、令和12年度の肉用牛の飼養頭数を1,294頭とした。

ウ ①②の目標を達成するために受精卵移植関連及び性別別精液や道内外からの優良雌牛の導入などの繁殖技術、放牧による生産コストの低減、搾乳ロボットや自動給餌機などのスマート農業技術を推進する。

2 地産地消、加工製品開発による高付加価値の推進

地域独自の食の提供や加工製品の開発により、産地直売活動や農家レストラン、体験工房等を推進し、酪農畜産経営の経済活性化を図る。

【事項番号③ 経営を支える労働力や次世代の人材確保】

畜産経営支援組織の育成

担い手の高齢化が進む現状を鑑み、国際化に対応できる経営体を育成するため、労働力の補完や農地の集積によって効率的で生産性の高い経営を図るべく、法人化を推進する。また、コントラクターや酪農ヘルパー等からの新規参入を推進する。

【事項番号④ 災害に強い畜産経営の確立】

自然災害及び感染症等への対策

活火山である有珠山の定期的な噴火及び新型コロナウイルス感染症等の対策のため、不測の事態に備え、BCPの作成を促すこと及び酪農ヘルパーなどの人材確保においても推進する。

【事項番号⑤ 畜産衛生対策の充実・強化】

家畜衛生及び農産物の安全性の確保

家畜伝染病や特定疾病の発生が経営や地域に与える影響は多大であり、日頃からの家畜飼養衛生管理基準を遵守する自衛防疫意識が必要である。また、消費者の安全志向の信頼に応えるため、ポジティブリスト制度への対応に努めるなど、動物用医薬品の適正使用等について徹底した指導の強化を図る。

【事項番号⑥ 国民の理解の醸成・食育の推進等について】

食育の推進

子ども達をはじめ国民が健康な生活を送るため、食べることの意義を理解し、安全・安心な畜産物を選択する能力を養ってもらえるよう、教育委員会と連携し、地場食材等を活用した学校給食の実施や酪農体験学習等により食育を推進する。また、食生活改善協議会等市内各種団体や施設等の地場産農畜産物の利用を促進する。

【事項番号 計画達成に向けた関係機関・団体の役割】

関係機関の役割

市町村及びJAなどの関係機関、生産者団体、生産者が密に連携を取り合い、具体的な方針、それぞれの役割などを明確にし、本計画の推進を図る。